

京都市告示第520号

京都市青少年活動センター条例第4条第1項ただし書きの規定に基づき、次のとおり京
都市東山青少年活動センターを臨時に休所します。

令和7年12月5日

京都市長 松井孝治

臨時休所する期間

令和7年12月20日（土）から同年12月21日（日）まで

（子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課）